平成２４年（フ）第５号
新潟県佐渡市片野尾351番地１
破産者　小坂　愛子
１　決定年月日　平成25年２月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２３年（フ）第６０８号
広島市南区段原３丁目３番15号
破産者　大倉　清志
１　決定年月日　平成25年２月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０９７号
広島市西区三滝本町２丁目４番32―403号
破産者　松本　敦子
１　決定年月日　平成25年２月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３５６号
福岡市博多区博多駅東１丁目15番19―505号
破産者　小高　和生
１　決定年月日　平成25年２月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２０９１号
福岡市東区美和台７丁目７番２号
破産者　小山　伸司
１　決定年月日　平成25年２月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５８号
佐賀県佐賀市八戸２丁目６番22号
破産者　ＮＳＡ建築こと　有安　善孝
１　決定年月日　平成25年２月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第７３号
福島市森合字丹波谷地前12番地の１　ガローヌ39―201号、従前の住所北海道札幌市清田区平岡１条６丁目１番20―506号
破産者　畠山　　寿
１　決定年月日　平成25年２月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第１４９号
群馬県館林市苗木町1751番地
破産者　阿部　忠史
１　決定年月日　平成25年２月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第６５６号
横浜市都筑区平台14番９号
破産者　佐々木麻実子
１　決定年月日　平成25年２月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２５７号
横浜市南区六ツ川２丁目120番地19
破産者　佐藤　五郎
１　決定年月日　平成25年２月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２０８７号
神奈川県藤沢市辻堂元町２丁目５番30号ジ・オーチャーディウス102
破産者　星野　将行
１　決定年月日　平成25年２月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５８２号
横浜市港北区新吉田東１丁目28番10号　大和通信綱島寮
破産者　中武　孝徳
１　決定年月日　平成25年２月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６１３号
神奈川県愛甲郡愛川町中津452番地、前住所横浜市戸塚区名瀬町2454番地１
破産者　近**藤**　憲史
１　決定年月日　平成25年２月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２４７号
長野県松本市大字里山辺1619番地１
破産者　鶴見　勝次
１　決定年月日　平成25年２月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第２４１号
愛知県岡崎市城北町14番地７　城北ハウス213、前住所愛知県岡崎市藤川町字黒土21番地　コーポラス鈴木Ａ―Ｂ―６
破産者　結宮ルーフこと　姫野　　清
１　決定年月日　平成25年２月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第４６３号
愛知県岡崎市滝町字丸根115番地、旧住所愛知県岡崎市赤渋町字寺前15番地４
破産者　宇野　　弘
１　決定年月日　平成25年２月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第５０３号
愛知県岡崎市鴨田町字郷前22番地１　威光苑郷前ハ
破産者　三浦　　均
１　決定年月日　平成25年２月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１６８号
岡山県真庭市江川790番地１
破産者　岩元　**隆**雄
１　決定年月日　平成25年２月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第１６９号
岡山県真庭市江川790番地１
破産者　岩元　文江
１　決定年月日　平成25年２月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部